

議案第 34 号

新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例（昭和 56 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 号中「付属設備」を「附属設備」に、「き損する」を「毀損する」に改める。

第 9 条中「若しくは」を「、若しくは」に改める。

第 15 条中「付属設備」を「附属設備」に、「汚損若しくはき損又は」を「汚損し、若しくは毀損し、又は」に改める。

別表の 1 の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 ホール等の使用料

区分		基本使用料			
		午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時
大ホール	平日	11,340円	15,130円	16,640円	39,340円
	土日祝日	14,750円	19,670円	21,630円	51,140円
大ホール（舞 台面のみ）	平日	3,400円	4,530円	4,980円	11,780円
	土日祝日	4,420円	5,890円	6,480円	15,320円
小ホール	平日	4,270円	5,700円	6,270円	14,820円
	土日祝日	5,550円	7,410円	8,150円	19,260円
和室		1,580円	2,110円	2,320円	5,500円
第1練習室		1,250円	1,660円	1,830円	4,330円
第2練習室		1,250円	1,660円	1,830円	4,330円
第3練習室		1,840円	2,450円	2,700円	6,390円
リハーサル室		1,500円	2,010円	2,210円	5,220円
第1楽屋		410円	550円	610円	1,440円
第2楽屋		410円	550円	610円	1,440円
第3楽屋		240円	320円	350円	830円
附属設備及び備品類		規則に定める額			

別表の 1 の表備考 2 を削り、同表備考 3 中「前 2 項」を「前項」に改め、同表備考 3 を同表備考 2 とし、同表備考 4 を同表備考 3 とし、同表備考 5 を同表備考 4 とし、同表備考 6 を同表備考 5 とする。

別表の2の表を次のように改める。

2 冷暖房使用料

区分		午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時
大ホール	冷房	1時間につき4,800円			
	暖房	1時間につき5,970円			
大ホール(舞台面のみ)	冷房	1時間につき1,600円			
	暖房	1時間につき1,990円			
小ホール	冷房	3,590円	4,790円	4,790円	12,470円
	暖房	4,470円	5,960円	5,960円	15,510円
和室	冷房	870円	1,170円	1,170円	3,040円
	暖房	1,030円	1,370円	1,370円	3,570円
第1練習室	冷房	550円	740円	740円	1,930円
	暖房	710円	940円	940円	2,460円
第2練習室	冷房	550円	740円	740円	1,930円
	暖房	710円	940円	940円	2,460円
第3練習室	冷房	550円	740円	740円	1,930円
	暖房	710円	940円	940円	2,460円
リハーサル室	冷房	1,750円	2,340円	2,340円	6,090円
	暖房	2,310円	3,080円	3,080円	8,020円
第1楽屋	冷房	550円	740円	740円	1,930円
	暖房	710円	940円	940円	2,460円
第2楽屋	冷房	550円	740円	740円	1,930円
	暖房	710円	940円	940円	2,460円
第3楽屋	冷房	220円	300円	300円	790円
	暖房	310円	410円	410円	1,080円
ホワイエ	冷房	1時間につき1,200円			
	暖房	1時間につき1,500円			

(備考)

1 時間区分を超えて使用する場合の使用料は、1時間につき、当該時間区分に応じた1時間当たりの額とする。

2 使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の公布の際現にこの条例による改正前の新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例の規定に基づく使用の許可を受けている令和2年4月1日以後の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案の理由

新庄市民文化会館の使用料の額を改めるため、所要の改正を行うものである。

新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例(昭和56年条例第22号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(使用許可の制限)</p> <p>第8条 教育委員会は、会館を使用しようとする者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、会館の使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会館又は付属設備若しくは備付けの物件をき損するおそれがあるとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(目的外使用等の禁止)</p> <p>第9条 第7条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し若しくは転貸してはならない。</p> <p>(損害の賠償)</p> <p>第15条 使用者は、会館又は付属設備若しくは備付けの物件を汚損若しくはき損又は滅失したときは、教育委員会の指示するところにより、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>別表</p> <p>1 ホール等の使用料</p>	<p>(使用許可の制限)</p> <p>第8条 教育委員会は、会館を使用しようとする者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、会館の使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 会館又は附属設備若しくは備付けの物件を毀損するおそれがあるとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(目的外使用等の禁止)</p> <p>第9条 第7条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。</p> <p>(損害の賠償)</p> <p>第15条 使用者は、会館又は附属設備若しくは備付けの物件を汚損し、若しくは毀損し、又は滅失したときは、教育委員会の指示するところにより、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>別表</p> <p>1 ホール等の使用料</p>

現行					改正後 (案)					
区分	基本使用料				区分	基本使用料				
	午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～22時	全日 9時～22時		午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～22時	全日 9時～22時	
大ホール	平日	10,580円	14,150円	20,120円	42,670円	平日	11,340円	15,130円	16,640円	39,340円
	土日祝日	13,000円	20,120円	26,000円	53,250円	土日祝日	14,750円	19,670円	21,630円	51,140円
小ホール	平日	3,550円	5,330円	6,500円	13,000円	平日	3,400円	4,530円	4,980円	11,780円
	土日祝日	5,330円	6,500円	7,650円	16,560円	(舞台面 のみ)	4,420円	5,890円	6,480円	15,320円
和室		1,350円	1,980円	2,610円	5,330円					
第1練習室		1,030円	1,560円	1,880円	4,080円	小ホール	4,270円	5,700円	6,270円	14,820円
第2練習室		1,030円	1,560円	1,880円	4,080円	土日祝日	5,550円	7,410円	8,150円	19,260円
第3練習室		1,770円	2,300円	3,030円	5,860円	和室	1,580円	2,110円	2,320円	5,500円
リハーサル室		1,670円	1,880円	2,080円	4,710円	第1練習室	1,250円	1,660円	1,830円	4,330円
第1楽屋		410円	520円	730円	1,560円	第2練習室	1,250円	1,660円	1,830円	4,330円
第2楽屋		410円	520円	730円	1,560円	第3練習室	1,840円	2,450円	2,700円	6,390円
第3楽屋		200円	300円	410円	830円	リハーサル室	1,500円	2,010円	2,210円	5,220円
付属設備及び備品		午前・午後・夜間の区分ごとに、1付属設				第1楽屋	410円	550円	610円	1,440円
類		備及び備品につき別に定める額				第2楽屋	410円	550円	610円	1,440円
						第3楽屋	240円	320円	350円	830円
						付属設備及び備品	規則に定める額			
						類				

現行	改正後（案）																
<p>(備考)</p> <p>1 使用者が、入場者から入場料金(いずれの名義でするかを問わず、入場者から領収すべきその入場の対価をいう。)を領収する場合における使用料の額は、次の表の左欄に定める入場料金の区分に応じ、それぞれ右欄に定める額を基本使用料の額に加算した額とする。ただし、入場料金に段階があるときは、その最高額を基準とする。</p> <table border="1" data-bbox="686 1108 1069 2049"> <thead> <tr> <th>1人1回当たりの入場料金</th> <th>加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>501円～1,000円</td> <td>基本使用料の額の50%に相当する額</td> </tr> <tr> <td>1,001円～2,000円</td> <td>基本使用料の額の80%に相当する額</td> </tr> <tr> <td>2,000円超</td> <td>基本使用料の額の100%に相当する額</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 仕込み、練習等で舞台のみを使用するときの使用料は、<u>基本使用料の30%</u>とする。</p> <p>3 超過時間の使用料は、1時間につき、基本使用料又は前2項の規定により算出された使用料の1時間当たりの額にその額の30%を加算した額とし、1時間未満は</p>	1人1回当たりの入場料金	加算する額	501円～1,000円	基本使用料の額の50%に相当する額	1,001円～2,000円	基本使用料の額の80%に相当する額	2,000円超	基本使用料の額の100%に相当する額	<p>(備考)</p> <p>1 使用者が、入場者から入場料金(いずれの名義でするかを問わず、入場者から領収すべきその入場の対価をいう。)を領収する場合における使用料の額は、次の表の左欄に定める入場料金の区分に応じ、それぞれ右欄に定める額を基本使用料の額に加算した額とする。ただし、入場料金に段階があるときは、その最高額を基準とする。</p> <table border="1" data-bbox="686 172 1069 1108"> <thead> <tr> <th>1人1回当たりの入場料金</th> <th>加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>501円～1,000円</td> <td>基本使用料の額の50%に相当する額</td> </tr> <tr> <td>1,001円～2,000円</td> <td>基本使用料の額の80%に相当する額</td> </tr> <tr> <td>2,000円超</td> <td>基本使用料の額の100%に相当する額</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 超過時間の使用料は、1時間につき、基本使用料又は前項の規定により算出された使用料の1時間当たりの額にその額の30%を加算した額とし、1時間未満は</p>	1人1回当たりの入場料金	加算する額	501円～1,000円	基本使用料の額の50%に相当する額	1,001円～2,000円	基本使用料の額の80%に相当する額	2,000円超	基本使用料の額の100%に相当する額
1人1回当たりの入場料金	加算する額																
501円～1,000円	基本使用料の額の50%に相当する額																
1,001円～2,000円	基本使用料の額の80%に相当する額																
2,000円超	基本使用料の額の100%に相当する額																
1人1回当たりの入場料金	加算する額																
501円～1,000円	基本使用料の額の50%に相当する額																
1,001円～2,000円	基本使用料の額の80%に相当する額																
2,000円超	基本使用料の額の100%に相当する額																

現行		改正後（案）																																																											
<p>1時間として計算する。ただし、基本使用料の時間区分における午前と午後又は午後と夜間をひきつづき使用する場合は中間時間に対しては、適用しないものとする。</p> <p>4 リハーサル室及び楽屋を大ホールとともに使用するときは、リハーサル室及び楽屋の使用料は徴収しないものとする。</p> <p>5 大・小ホール以外の各室を、商業宣伝その他これに類する目的で使用するときの使用料は、基本使用料の額に200%を乗じて得た額を加算する。</p> <p>6 使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>2 冷暖房使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>使用単位</th> <th>冷房</th> <th>暖房</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大ホール</td> <td>1時間</td> <td>4,710円</td> <td>5,860円</td> </tr> <tr> <td>小ホール</td> <td>午前・午後・夜間の各区分1回</td> <td>4,710円</td> <td>5,860円</td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td></td> <td>1,150円</td> <td>1,350円</td> </tr> <tr> <td>第1練習室</td> <td></td> <td>730円</td> <td>930円</td> </tr> <tr> <td>第2練習室</td> <td></td> <td>730円</td> <td>930円</td> </tr> <tr> <td>第3練習室</td> <td></td> <td>730円</td> <td>930円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	使用単位	冷房	暖房	大ホール	1時間	4,710円	5,860円	小ホール	午前・午後・夜間の各区分1回	4,710円	5,860円	和室		1,150円	1,350円	第1練習室		730円	930円	第2練習室		730円	930円	第3練習室		730円	930円	<p>1時間として計算する。ただし、基本使用料の時間区分における午前と午後又は午後と夜間をひきつづき使用する場合は中間時間に対しては、適用しないものとする。</p> <p>3 リハーサル室及び楽屋を大ホールとともに使用するときは、リハーサル室及び楽屋の使用料は徴収しないものとする。</p> <p>4 大・小ホール以外の各室を、商業宣伝その他これに類する目的で使用するときの使用料は、基本使用料の額に200%を乗じて得た額を加算する。</p> <p>5 使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>2 冷暖房使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大ホール</td> <td>9時～12時</td> <td>13時～18時</td> <td>18時～29時</td> <td>22時～29時</td> </tr> <tr> <td>冷房</td> <td colspan="4">1時間につき4,800円</td> </tr> <tr> <td>暖房</td> <td colspan="4">1時間につき5,970円</td> </tr> <tr> <td>大ホール(舞台面のみ)</td> <td colspan="4">1時間につき1,600円</td> </tr> <tr> <td>暖房</td> <td colspan="4">1時間につき1,990円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	午前	午後	夜間	全日	大ホール	9時～12時	13時～18時	18時～29時	22時～29時	冷房	1時間につき4,800円				暖房	1時間につき5,970円				大ホール(舞台面のみ)	1時間につき1,600円				暖房	1時間につき1,990円			
区分	使用単位	冷房	暖房																																																										
大ホール	1時間	4,710円	5,860円																																																										
小ホール	午前・午後・夜間の各区分1回	4,710円	5,860円																																																										
和室		1,150円	1,350円																																																										
第1練習室		730円	930円																																																										
第2練習室		730円	930円																																																										
第3練習室		730円	930円																																																										
区分	午前	午後	夜間	全日																																																									
大ホール	9時～12時	13時～18時	18時～29時	22時～29時																																																									
冷房	1時間につき4,800円																																																												
暖房	1時間につき5,970円																																																												
大ホール(舞台面のみ)	1時間につき1,600円																																																												
暖房	1時間につき1,990円																																																												

現行		改正後 (案)					
リハーサル室	2,300円	3,030円	冷房	3,590円	4,790円	4,790円	12,470円
第1楽屋	730円	930円	暖房	4,470円	5,960円	5,960円	15,510円
第2楽屋	730円	930円	冷房	870円	1,170円	1,170円	3,040円
第3楽屋	300円	410円	暖房	1,030円	1,370円	1,370円	3,570円
			冷房	550円	740円	740円	1,930円
			暖房	710円	940円	940円	2,460円
			冷房	550円	740円	740円	1,930円
			暖房	710円	940円	940円	2,460円
			冷房	550円	740円	740円	1,930円
			暖房	710円	940円	940円	2,460円
			冷房	1,750円	2,340円	2,340円	6,090円
			暖房	2,310円	3,080円	3,080円	8,020円
			冷房	550円	740円	740円	1,930円
			暖房	710円	940円	940円	2,460円
			冷房	550円	740円	740円	1,930円
			暖房	710円	940円	940円	2,460円
			冷房	220円	300円	300円	790円
			暖房	310円	410円	410円	1,080円
			冷房	1時間につき1,200円			
			暖房	1時間につき1,500円			

現行	改正後（案）
<p>(備考)</p> <p>1 <u>大ホール以外の各室の超過時間の使用料は、1時間につき各々の使用料の4分の1相当額とする。</u></p> <p>2 使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>	<p>(備考)</p> <p>1 <u>時間区分を超えて使用する場合の使用料は、1時間につき、当該時間区分に応じた1時間当たりの額とする。</u></p> <p>2 使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>

議案第35号

新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新庄市公民館設置及び管理に関する条例（平成2年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号中「付属設備をき損する」を「附属設備を毀損する」に改める。

第13条中「き損した」を「毀損した」に改める。

別表を次のように改める。

別表

1 公民館ホール等使用料

区分		午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時
萩野地区公民館	ホール1	660円	880円	970円	2,300円
	ホール2	660円	880円	970円	2,300円
	研修室	490円	660円	720円	1,720円
	和室1号室	490円	660円	720円	1,720円
	和室2号室	490円	660円	720円	1,720円
	調理実習室	1時間につき390円			
八向地区公民館	ホール	410円	550円	610円	1,440円
	和室1号室	160円	210円	230円	550円
	和室2号室	160円	210円	230円	550円

備考 附属設備及び備品類の使用料の額は、教育委員会が別に定める額とする。

2 冷暖房使用料

区分			午前	午後	夜間	全日
			9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時
萩野地区 公民館	ホール1	冷房	470円	630円	630円	1,640円
		暖房	550円	740円	740円	1,930円
	ホール2	冷房	470円	630円	630円	1,640円
		暖房	550円	740円	740円	1,930円
	研修室	冷房・暖房	220円	300円	300円	790円
	和室1号室	冷房・暖房	220円	300円	300円	790円
	和室2号室	冷房・暖房	220円	300円	300円	790円
	調理実習室	冷房・暖房	1時間につき80円			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案の理由

公民館の使用料の額を改めるため、所要の改正を行うものである。

新庄市公民館設置及び管理に関する条例(平成2年条例第17号)新旧対照表

現行	改正後 (案)																																						
<p>(使用許可の制限)</p> <p>第6条 教育委員会は、前条第1項に規定する者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 施設又は付属設備をき損するおそれがあるとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(損害の賠償)</p> <p>第13条 公民館の建物若しくは設備又は展示品等をき損した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>別表</p> <p>1 公民館ホール等使用料</p> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="1165 1108 1396 2054"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">館・室名</td> <td>9時～12時</td> <td>13時～17時</td> <td>18時～22時</td> <td>9時～22時</td> </tr> <tr> <td>時</td> <td>時</td> <td>時</td> <td>時</td> </tr> <tr> <td>萩野地ホール1</td> <td>730</td> <td>830</td> <td>930</td> <td>1,980</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前	午後	夜間	全日	館・室名	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時	時	時	時	時	萩野地ホール1	730	830	930	1,980	<p>(使用許可の制限)</p> <p>第6条 教育委員会は、前条第1項に規定する者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 施設又は附属設備を毀損するおそれがあるとき。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(損害の賠償)</p> <p>第13条 公民館の建物若しくは設備又は展示品等を毀損した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>別表</p> <p>1 公民館ホール等使用料</p> <table border="1" data-bbox="1165 172 1396 1108"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">萩野地ホール1</td> <td>9時～12時</td> <td>13時～17時</td> <td>18時～22時</td> <td>9時～22時</td> </tr> <tr> <td>時</td> <td>時</td> <td>2時</td> <td>時</td> </tr> <tr> <td>萩野地ホール1</td> <td>660円</td> <td>880円</td> <td>970円</td> <td>2,300円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前	午後	夜間	全日	萩野地ホール1	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時	時	時	2時	時	萩野地ホール1	660円	880円	970円	2,300円
区分	午前	午後	夜間	全日																																			
館・室名	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時																																			
	時	時	時	時																																			
萩野地ホール1	730	830	930	1,980																																			
区分	午前	午後	夜間	全日																																			
萩野地ホール1	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時																																			
	時	時	2時	時																																			
萩野地ホール1	660円	880円	970円	2,300円																																			

現行		改正後 (案)						
区 公 民 館	ホー ル 2	730	830	930	1,980			
	研 修 室	520	620	730	1,350			
	和 室 1 号 室	520	620	730	1,350			
	和 室 2 号 室	520	620	730	1,350			
	調 理 実 習 室	1,250	1,350	1,460	3,130			
八 向 地 区 公 民 館	ホー ル	410	520	930	1,560			
	和 室 1 号 室	200	200	300	520			
	和 室 2 号 室	200	200	300	520			
	ホー ル	410	520	930	1,560			
区 公 民 館	ホー ル 2	660円	880円	970円	2,300円			
	研 修 室	490円	660円	720円	1,720円			
	和 室 1 号 室	490円	660円	720円	1,720円			
	和 室 2 号 室	490円	660円	720円	1,720円			
	調 理 実 習 室	1時間につき390円						
八 向 地 区 公 民 館	ホー ル	410円	550円	610円	1,440円			
	和 室 1 号 室	160円	210円	230円	550円			
	和 室 2 号 室	160円	210円	230円	550円			
	ホー ル	410円	550円	610円	1,440円			

(備考)

- 1 附属設備及び備品類の使用料の額は、教育委員会が別に定める額とする。

[削る]

- 2 冷暖房使用料

(備考)

- 1 附属設備及び備品類の使用料の額は、教育委員会が別に定める額とする。

2 第10条の規定により算出された使用料の額は、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

- 2 冷暖房使用料

現行		改正後（案）					
館・室名		(単位：円)					
区分	冷房	暖房	午前	午後	夜間	全日	
萩野地ホール1	620	730	9時～11時	13時～17時	18時～22時	9時～22時	
区公民館	620	730	2時	17時	22時	2時	
研修室	300	300	470円	630円	630円	1,640円	
和室1号室	300	300	550円	740円	740円	1,930円	
和室2号室	300	300	470円	630円	630円	1,640円	
調理実習室	300	300	550円	740円	740円	1,930円	
研修室			220円	300円	300円	790円	
和室1号室			220円	300円	300円	790円	
和室2号室			220円	300円	300円	790円	
調理実習室			220円	300円	300円	790円	
調理実習室			1時間につき80円				

現行	改正後（案）
<p><u>（備考）</u></p> <p>1 <u>使用単位は、午前、午後、夜間、各区分1回につきとする。</u></p> <p>2 <u>八向地区公民館の冬期暖房料は、教育委員会が別に定める基準により実費を徴収する。</u></p>	<p>[削る]</p>

議案第36号

新庄市地域ふれあい交流広場設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について

新庄市地域ふれあい交流広場設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

新庄市地域ふれあい交流広場設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例

新庄市地域ふれあい交流広場設置及び管理に関する条例（平成25年条例第
22号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（使用許可）」に改め、同条第1項中「行為の」を「使用
の」に改め、同項第1号中「、その他」を「その他」に改め、同項第5号中「は
り紙、はり札」を「貼り紙、貼り札」に改め、同条第2項中「行為の」を「使用
の」に改める。

別表を次のように改める。

別表

区分	単位	金額	摘要
売店、行商、募金その他これらに類する行為をする場合	1平方メートル1日	10円	(1) 1日未満であるときは、1日とする。 (2) 1平方メートル未満であるときは、1平方メートルとする。
次に掲げる行為をする場合 (1) 業として写真又は映画を撮影すること (2) 興業を行うこと (3) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して利用すること	半日	400円	半日は、4時間以内とし、4時間を超える場合は、1日とする。
	1日	800円	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使

用料については、なお従前の例による。

提案の理由

地域ふれあい交流広場の使用料の額を改めるため、所要の改正を行うものである。

新庄市地域ふれあい交流広場設置及び管理に関する条例(平成25年条例第22号)新旧対照表

現行		改正後 (案)																									
<p>(<u>行為の制限</u>)</p> <p>第3条 広場において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ<u>行為の許可</u>を受けなければならない。</p> <p>(1) 売店、行商、募金、その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) はり紙、はり札又は広告を表示すること。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、<u>行為の目的、期間、場所</u>その他教育委員会の指示する事項を記載した申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>行為</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3条第1項第1号1日1m²に及び第2号に該当つきする行為</td> <td>1日1m²につき</td> <td>50円</td> <td>1日未満であるときは、1日とする。 1m²未満であるときは、1m²とする。</td> </tr> <tr> <td>第3条第1項第3号1時間に及び第4号に該当つき</td> <td>1時間に</td> <td>200円</td> <td>1時間未満であるときは、1時間とする。</td> </tr> </tbody> </table>		行為	単位	使用料	摘要	第3条第1項第1号1日1m ² に及び第2号に該当つきする行為	1日1m ² につき	50円	1日未満であるときは、1日とする。 1m ² 未満であるときは、1m ² とする。	第3条第1項第3号1時間に及び第4号に該当つき	1時間に	200円	1時間未満であるときは、1時間とする。	<p>(<u>使用許可</u>)</p> <p>第3条 広場において次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ<u>使用の許可</u>を受けなければならない。</p> <p>(1) 売店、行商、募金その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 貼り紙、貼り札又は広告を表示すること。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、<u>使用の目的、期間、場所</u>その他教育委員会の指示する事項を記載した申請書を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売店、行商、募金</td> <td>1平方メートル</td> <td>10円</td> <td>(1) 1日未満であるときは、1日とする。</td> </tr> <tr> <td>その他これらに類する行為をする場合</td> <td>1トール1日</td> <td></td> <td>(2) 1平方メートル未満であるときは、1平方メートル</td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	金額	摘要	売店、行商、募金	1平方メートル	10円	(1) 1日未満であるときは、1日とする。	その他これらに類する行為をする場合	1トール1日		(2) 1平方メートル未満であるときは、1平方メートル
行為	単位	使用料	摘要																								
第3条第1項第1号1日1m ² に及び第2号に該当つきする行為	1日1m ² につき	50円	1日未満であるときは、1日とする。 1m ² 未満であるときは、1m ² とする。																								
第3条第1項第3号1時間に及び第4号に該当つき	1時間に	200円	1時間未満であるときは、1時間とする。																								
区分	単位	金額	摘要																								
売店、行商、募金	1平方メートル	10円	(1) 1日未満であるときは、1日とする。																								
その他これらに類する行為をする場合	1トール1日		(2) 1平方メートル未満であるときは、1平方メートル																								

現行				改正後 (案)			
する行為							
				次に掲げる行為	半日	400円	トルとする。
				をする場合	1日	800円	半日は、4時間以内とし、4時間を超える場合は、1日とする。
				(1) 業として写真又は映画を撮影すること			
				(2) 興業を行うこと			
				(3) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して利用すること			

議案第 37 号

新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例（平成元年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「別表第 1」を「別表」に改める。

第 6 条第 1 号中「付属設備をき損する」を「付属設備を毀損する」に改める。

第 7 条中「譲渡又は」を「譲渡し、又は」に改める。

第 10 条中「付属設備」を「附属設備」に改める。

第 11 条及び第 19 条第 2 項中「別表第 1」を「別表」に改める。

別表第 1 の 1 の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 新庄市生涯学習センター施設使用料

区分		午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時
新庄市 民プラ ザ	大ホール	7,390円	9,860円	10,840円	25,630円
	大ホール（舞台面のみ）	3,330円	4,450円	4,890円	11,570円
	第1楽屋	360円	490円	540円	1,270円
	第2楽屋	360円	490円	540円	1,270円
	小ホール	2,760円	3,680円	4,050円	9,590円
	ヘルシールーム	2,510円	3,340円	3,680円	8,700円
	音楽室	1,080円	1,440円	1,580円	3,750円
	茶室風流庵	560円	750円	830円	1,960円
	和室もみ	830円	1,110円	1,220円	2,890円
	和室あじさい	890円	1,190円	1,310円	3,100円
	和室かつろく	630円	850円	930円	2,210円
	第1研修室	530円	710円	780円	1,860円
	第2研修室	420円	560円	620円	1,480円
	第3研修室	420円	560円	620円	1,480円
	第4研修室	620円	830円	910円	2,160円
	第5研修室	920円	1,220円	1,350円	3,190円
第6研修室	920円	1,220円	1,350円	3,190円	

	創作実習室	1,500円	2,010円	2,210円	5,220円
	調理実習室	1時間につき730円			
	コミュニティルーム	1時間につき180円			
	会議室	1時間につき1,330円			
	第1ギャラリー	1,410円	1,890円	2,080円	4,920円
	第2ギャラリー	700円	940円	1,030円	2,440円
	第3ギャラリー	700円	940円	1,030円	2,440円
わくわく 新庄	創作実習室	1,220円	1,630円	1,790円	4,240円
	音楽室	840円	1,120円	1,240円	2,930円
	多目的ホール（全面）	1,580円	2,100円	2,310円	5,470円
	多目的ホール（半面）	790円	1,050円	1,150円	2,730円
	多目的ホール（個人使用）	200円	200円	200円	—
	研修室	1,930円	2,580円	2,840円	6,710円
	会議室	1,180円	1,570円	1,730円	4,090円
	相談室	830円	1,100円	1,220円	2,880円
	教養文化室	980円	1,310円	1,440円	3,420円

別表第1の1の表備考8中「付属設備」を「附属設備」に改め、別表第1の2の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 冷暖房使用料

区分			午前	午後	夜間	全日
			9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時
新庄市民 プラザ	大ホール	冷房	1時間につき880円			
		暖房	1時間につき1,180円			
	小ホール	冷房	1時間につき380円			
		暖房	1時間につき470円			
	調理室実習 室	冷房	1時間につき150円			
		暖房	1時間につき200円			
	コミュニテ イルーム	冷房	1時間につき150円			
		暖房	1時間につき200円			
	会議室	冷房	1時間につき150円			
		暖房	1時間につき200円			
	ヘルシー ーム	冷房	1,110円	1,480円	1,480円	3,860円
		暖房	1,390円	1,860円	1,860円	4,840円
その他各室	冷房	430円	580円	580円	1,500円	
	暖房	590円	790円	790円	2,060円	
わくわく 新庄	多目的ホー ル	暖房	1,740円	2,320円	2,320円	6,030円
	研修室	冷房・暖房	440円	590円	590円	1,530円
	その他各室	冷房・暖房	230円	310円	310円	820円

別表第1の2の表備考1を削り、同表備考2中「各室の超過時間の」を「時間区分を超えて使用する場合の」に、「各々の使用料の25%を乗じた額」を「当該時間区分に応じた1時間当たりの額」に改め、同表備考2を備考とし、別表第1を別表とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の公布の際現にこの条例による改正前の新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の規定に基づく使用の許可を受けている令和2年4月1日以後の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案の理由

生涯学習センターの使用料の額を改めるため、所要の改正を行うものである。

新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例(平成元年条例第31号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(使用の許可)</p> <p>第5条 センターの施設のうち、<u>別表第1</u>に定める館内有料施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請して許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用許可の制限)</p> <p>第6条 教育委員会は、前条第1項に規定する者が、次の各号の一に該当するときは、使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 施設又は<u>付属設備</u>をき損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(権利譲渡等の禁止)</p> <p>第7条 第5条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の権利を譲渡又は<u>転貸</u>してはならない。</p> <p>(使用者の義務)</p> <p>第10条 使用者は、施設の使用上特別の設備をし、又は<u>付属設備</u>以外の器具を搬入しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 使用者は、その使用許可の区別に従い、<u>別表第1</u>に定める使用料を前納しなければならない。ただし、特別の理由がある場合において、教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第19条 (略)</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第5条 センターの施設のうち、<u>別表</u>に定める館内有料施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会に申請して許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用許可の制限)</p> <p>第6条 教育委員会は、前条第1項に規定する者が、次の各号の一に該当するときは、使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 施設又は<u>附属設備</u>を毀損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(権利譲渡等の禁止)</p> <p>第7条 第5条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の権利を譲渡し、又は<u>転貸</u>してはならない。</p> <p>(使用者の義務)</p> <p>第10条 使用者は、施設の使用上特別の設備をし、又は<u>附属設備</u>以外の器具を搬入しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 使用者は、その使用許可の区別に従い、<u>別表</u>に定める使用料を前納しなければならない。ただし、特別の理由がある場合において、教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第19条 (略)</p>

現行

2 利用料金の額は、別表第1に定める額の範囲内において、あらかじめ、教育委員会の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

3 (略)
別表第1

1 新庄市生涯学習センター施設使用料

(単位：円)

区分	午前	午後	夜間	全日
	9時～12時	13時～18時	18時～22時	9時～22時
新庄市民大ホール	6,910	9,220	11,530	23,060
大ホール(舞台面のみ使用)	3,450	4,600	5,760	11,530
第1楽屋	360	460	570	1,150
第2楽屋	360	460	570	1,150
ヘルシールーム	2,610	3,130	3,660	7,850
音楽室	1,150	1,350	1,560	3,450
茶室風流庵	670	780	880	1,980
和室もみ	930	1,150	1,350	2,820
和室あじさい	930	1,150	1,350	2,820
和室かつろく	670	880	1,150	2,300
第1研修室	570	670	780	1,670
第2研修室	460	570	670	1,460
第3研修室	460	570	670	1,460
第4研修室	670	780	880	1,980
第5研修室	930	1,150	1,350	2,820
第6研修室	930	1,150	1,350	2,820

改正後 (案)

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ、教育委員会の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

3 (略)
別表

1 新庄市生涯学習センター施設使用料

区分	午前	午後	夜間	全日
	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時
新庄市民大ホール	7,390円	9,860円	10,840円	25,630円
大ホール(舞台面のみ)	3,330円	4,450円	4,890円	11,570円
第1楽屋	360円	490円	540円	1,270円
第2楽屋	360円	490円	540円	1,270円
小ホール	2,760円	3,680円	4,050円	9,590円
ヘルシールーム	2,510円	3,340円	3,680円	8,700円
音楽室	1,080円	1,440円	1,580円	3,750円
茶室風流庵	560円	750円	830円	1,960円
和室もみ	830円	1,110円	1,220円	2,890円
和室あじさい	890円	1,190円	1,310円	3,100円
和室かつろく	630円	850円	930円	2,210円
第1研修室	530円	710円	780円	1,860円
第2研修室	420円	560円	620円	1,480円
第3研修室	420円	560円	620円	1,480円
第4研修室	620円	830円	910円	2,160円
第5研修室	920円	1,220円	1,350円	3,190円

現行		改正後 (案)				
わくわく 新庄	創作実習室	1,670	1,880	2,080	4,710	
	調理実習室	2,080	2,300	2,500	5,760	
	幼児ルーム	460	570	670	1,460	
	小ホール	2,930	3,450	3,980	8,700	
	会議室	3,450	4,600	5,760	11,530	
	第1ギヤラリー	1,560	1,770	2,080	4,600	
	第2ギヤラリー	670	880	1,150	2,300	
	第3ギヤラリー	670	880	1,150	2,300	
	創作実習室	1,250	1,670	1,860	3,830	
	音楽室	870	1,160	1,290	2,660	
	多目的ホール(全面 使用)	1,480	1,970	2,200	4,520	
	多目的ホール(半面 使用)	740	980	1,100	2,260	
	多目的ホール(個人 使用)	200	200	200		
	研修室	1,870	2,490	2,790	5,730	
会議室	1,150	1,530	1,700	3,510		
相談室	800	1,060	1,190	2,440		
教養文化室(和室)	920	1,230	1,360	2,810		
わくわく 新庄	第6研修室	920円	1,220円	1,350円	3,190円	
	創作実習室	1,500円	2,010円	2,210円	5,220円	
	調理実習室	1時間につき730円				
	コミュニティールーム	1時間につき180円				
	会議室	1時間につき1,330円				
	第1ギヤラリー	1,410円	1,890円	2,080円	4,920円	
	第2ギヤラリー	700円	940円	1,030円	2,440円	
	第3ギヤラリー	700円	940円	1,030円	2,440円	
	創作実習室	1,220円	1,630円	1,790円	4,240円	
	音楽室	840円	1,120円	1,240円	2,930円	
	多目的ホール (全面)	1,580円	2,100円	2,310円	5,470円	
	多目的ホール (半面)	790円	1,050円	1,150円	2,730円	
	多目的ホール (個人使用)	200円	200円	200円		
	研修室	1,930円	2,580円	2,840円	6,710円	
会議室	1,180円	1,570円	1,730円	4,090円		
相談室	830円	1,100円	1,220円	2,880円		
教養文化室	980円	1,310円	1,440円	3,420円		

(備考)

1 使用者が入場料金を徴収する場合の施設使用料は、施設使用料の額に100%を乗じて得た額を加算する。入場料金を徴収する場合は、入場料、会費、会場整理費又は観覧料等、名称のいかんを問わず、入場することに関し入場の対価を必要とする場合及びその他これに類する取扱いがなされる場合をいう。

(備考)

1 使用者が入場料金を徴収する場合の施設使用料は、施設使用料の額に100%を乗じて得た額を加算する。入場料金を徴収する場合は、入場料、会費、会場整理費又は観覧料等、名称のいかんを問わず、入場することに関し入場の対価を必要とする場合及びその他これに類する取扱いがなされる場合をいう。

現行	改正後 (案)																																			
<p>2 第8条ただし書の規定により許可を受けた使用者の施設使用料は、施設使用料の額に200%を乗じて得た額を加算する。</p> <p>3 施設使用料の時間区分を超えて使用する場合の施設使用料は、1時間につき、当該時間区分に応じた1時間当たりの額に30%を乗じて得た額を加算した額とする。この場合において、超過する時間の計算は、その時間が1時間未満であるとき又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間は1時間として計算する。</p> <p>4 前項の規定は、施設使用料の時間区分における午前と午後又は午後と夜間を引き続き使用する場合の中間時間に対しては、適用しないものとする。</p> <p>5 使用のための準備及び練習並びに原状回復の時間は、使用時間を含む。</p> <p>6 施設使用料の額は、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。</p> <p>7 楽屋を大ホールとともに使用するとき、楽屋の使用料は徴収しないものとする。</p> <p>8 付属設備及び備品類の使用料の額は、教育委員会が別に定める額とする。</p> <p>2 冷暖房使用料</p>	<p>2 第8条ただし書の規定により許可を受けた使用者の施設使用料は、施設使用料の額に200%を乗じて得た額を加算する。</p> <p>3 施設使用料の時間区分を超えて使用する場合の施設使用料は、1時間につき、当該時間区分に応じた1時間当たりの額に30%を乗じて得た額を加算した額とする。この場合において、超過する時間の計算は、その時間が1時間未満であるとき又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間は1時間として計算する。</p> <p>4 前項の規定は、施設使用料の時間区分における午前と午後又は午後と夜間を引き続き使用する場合の中間時間に対しては、適用しないものとする。</p> <p>5 使用のための準備及び練習並びに原状回復の時間は、使用時間を含む。</p> <p>6 施設使用料の額は、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。</p> <p>7 楽屋を大ホールとともに使用するとき、楽屋の使用料は徴収しないものとする。</p> <p>8 付属設備及び備品類の使用料の額は、教育委員会が別に定める額とする。</p> <p>2 冷暖房使用料</p>																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>冷房</th> <th>暖房</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新庄市大ホール</td> <td>3,450</td> <td>4,600</td> </tr> <tr> <td>プラザ</td> <td>1,460</td> <td>1,830</td> </tr> <tr> <td>ヘルシールーム</td> <td>1,460</td> <td>1,830</td> </tr> <tr> <td>その他各室</td> <td>570</td> <td>780</td> </tr> </tbody> </table> <p>(単位：円)</p>	区分	冷房	暖房	新庄市大ホール	3,450	4,600	プラザ	1,460	1,830	ヘルシールーム	1,460	1,830	その他各室	570	780	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>9時～12時</td> <td>13時～18時</td> <td>18時～22時</td> <td>22時～2時</td> </tr> <tr> <td>新庄市大ホール</td> <td colspan="4">1時間につき880円</td> </tr> <tr> <td>プラザ</td> <td colspan="4">1時間につき1,180円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前	午後	夜間	全日		9時～12時	13時～18時	18時～22時	22時～2時	新庄市大ホール	1時間につき880円				プラザ	1時間につき1,180円			
区分	冷房	暖房																																		
新庄市大ホール	3,450	4,600																																		
プラザ	1,460	1,830																																		
ヘルシールーム	1,460	1,830																																		
その他各室	570	780																																		
区分	午前	午後	夜間	全日																																
	9時～12時	13時～18時	18時～22時	22時～2時																																
新庄市大ホール	1時間につき880円																																			
プラザ	1時間につき1,180円																																			

現行		改正後 (案)					
わくわく新庄	多目的ホール		2,280				
	研修室	590	580				
	その他各室	310	310				
わくわく新庄	小ホール	冷房	1時間につき380円				
		暖房	1時間につき470円				
	調理室	冷房	1時間につき150円				
	習室	暖房	1時間につき200円				
	コミュニティ	冷房	1時間につき150円				
	テイルーム	暖房	1時間につき200円				
	会議室	冷房	1時間につき150円				
		暖房	1時間につき200円				
	ヘルシー	冷房	1,110円	1,480円	1,480円	3,860円	
	ルーム	暖房	1,390円	1,860円	1,860円	4,840円	
	その他各	冷房	430円	580円	580円	1,500円	
	室	暖房	590円	790円	790円	2,060円	
	わくわく	多目的ホ	暖房	1,740円	2,320円	2,320円	6,030円
	新庄	ール					
		研修室	冷房・暖房	440円	590円	590円	1,530円
	その他各	冷房・暖房	230円	310円	310円	820円	
	室						

(備考)

[削る]

時間区分を超えて使用する場合の冷暖房使用料は、1時間につき、当該時間区分に応じた1時間当たりの額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

議案第 38 号

新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例（平成 9 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 号中「付属設備」を「附属設備」に、「き損する」を「毀損する」に改める。

第 9 条中「譲渡又は」を「譲渡し、又は」に改める。

第 18 条中「付属設備」を「附属設備」に改める。

第 20 条第 1 項中「指定管理者に」を「、指定管理者に」に改める。

別表の 1 の表中「

2,590	3,450	3,790	7,870
570	770	850	1,760
570	770	850	1,760

」を

「

2,760	3,680	4,050	9,590
610	820	900	2,140
610	820	900	2,140

」に、同表備考 3 中「50%」を「30%」に、同表備考 7 中「付属設備」を「附属設備」に改め、別表の 2 の表を次のように改める。

2 冷暖房使用料

(単位：円)

区分	午前	午後	夜間	全日
	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時
雪国文化ホール	1,110	1,480	1,480	3,860
情報交流室	420	560	560	1,450
視聴覚研究室	420	560	560	1,450

(備考) 時間区分を超えて使用する場合の冷暖房使用料は、1 時間につき、当該時間区分に応じた 1 時間当たりの額とする。ただし、その額に 10 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた

額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案の理由

雪の里情報館の使用料の額を改めるため、所要の改正を行うものである。

新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例(平成9年条例第31号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(使用許可の制限)</p> <p>第8条 教育委員会は、前条第1項に規定する者が次の各号の一に該当するときは、使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 施設、<u>付属設備</u>又は展示品等を<u>き損する</u>おそれがあると認められるとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(権利譲渡等の禁止)</p> <p>第9条 第7条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の権利を<u>譲渡</u>又は<u>転貸</u>してはならない。</p> <p>(損害の賠償)</p> <p>第18条 情報館の施設、<u>付属設備</u>又は展示品等を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならぬ。ただし、教育委員会が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第20条 前条の規定により指定管理者が情報館の管理を行う場合においては、使用者は<u>指定管理者に</u>対し、有料施設の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わ</p>	<p>(使用許可の制限)</p> <p>第8条 教育委員会は、前条第1項に規定する者が次の各号の一に該当するときは、使用を許可しないものとする。</p> <p>(1) 施設、<u>付属設備</u>又は展示品等を<u>毀損する</u>おそれがあると認められるとき。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(権利譲渡等の禁止)</p> <p>第9条 第7条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用の権利を<u>譲渡</u>し、又は<u>転貸</u>してはならない。</p> <p>(損害の賠償)</p> <p>第18条 情報館の施設、<u>付属設備</u>又は展示品等を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならぬ。ただし、教育委員会が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第20条 前条の規定により指定管理者が情報館の管理を行う場合においては、使用者は、<u>指定管理者に</u>対し、有料施設の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わ</p>

現行	改正後（案）																																																
<p>なければならぬ。この場合において、第12条本文の規定は適用しない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>別表</p> <p>1 雪の里情報館有料施設使用料 (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="598 1108 933 2049"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>9時～12時</th> <th>13時～17時</th> <th>18時～22時</th> <th>9時～22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雪国文化ホール</td> <td>2,590</td> <td>3,450</td> <td>3,790</td> <td>7,870</td> </tr> <tr> <td>情報交流室</td> <td>570</td> <td>770</td> <td>850</td> <td>1,760</td> </tr> <tr> <td>視聴覚・研究室</td> <td>570</td> <td>770</td> <td>850</td> <td>1,760</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前	午後	夜間	全日	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時	雪国文化ホール	2,590	3,450	3,790	7,870	情報交流室	570	770	850	1,760	視聴覚・研究室	570	770	850	1,760	<p>なければならぬ。この場合において、第12条本文の規定は適用しない。</p> <p>2・3（略）</p> <p>別表</p> <p>1 雪の里情報館有料施設使用料 (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="598 168 933 1108"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>夜間</th> <th>全日</th> </tr> <tr> <th>9時～12時</th> <th>13時～17時</th> <th>18時～22時</th> <th>9時～22時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雪国文化ホール</td> <td>2,760</td> <td>3,680</td> <td>4,050</td> <td>9,590</td> </tr> <tr> <td>情報交流室</td> <td>610</td> <td>820</td> <td>900</td> <td>2,140</td> </tr> <tr> <td>視聴覚・研究室</td> <td>610</td> <td>820</td> <td>900</td> <td>2,140</td> </tr> </tbody> </table>	区分	午前	午後	夜間	全日	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時	雪国文化ホール	2,760	3,680	4,050	9,590	情報交流室	610	820	900	2,140	視聴覚・研究室	610	820	900	2,140
区分		午前	午後	夜間	全日																																												
	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時																																													
雪国文化ホール	2,590	3,450	3,790	7,870																																													
情報交流室	570	770	850	1,760																																													
視聴覚・研究室	570	770	850	1,760																																													
区分	午前	午後	夜間	全日																																													
	9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～22時																																													
雪国文化ホール	2,760	3,680	4,050	9,590																																													
情報交流室	610	820	900	2,140																																													
視聴覚・研究室	610	820	900	2,140																																													
<p>(備考)</p> <p>1 使用者が入場料金を徴収する場合の施設使用料は、施設使用料の額に100%を乗じて得た額を加算する。入場料金を徴収する場合は、入場料、会費、会場整理費又は観覧料等、名称のいかんを問わず、入場することに関し入場の対価を必要とする場合及びその他これに類する取扱いがなされる場合をいう。</p> <p>2 第10条ただし書の規定により許可を受けた使用者</p>	<p>(備考)</p> <p>1 使用者が入場料金を徴収する場合の施設使用料は、施設使用料の額に100%を乗じて得た額を加算する。入場料金を徴収する場合は、入場料、会費、会場整理費又は観覧料等、名称のいかんを問わず、入場することに関し入場の対価を必要とする場合及びその他これに類する取扱いがなされる場合をいう。</p> <p>2 第10条ただし書の規定により許可を受けた使用者</p>																																																

現行	改正後（案）
<p>の施設使用料は、施設使用料の額に200%を乗じて得た額を加算する。</p> <p>3 施設使用料の時間区分を超えて使用する場合は施設使用料は、1時間につき、当該時間区分に応じた1時間当たりの額に<u>50%</u>を乗じて得た額を加算した額とする。この場合において、超過する時間の計算は、その時間が1時間未満であるとき又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間は1時間として計算する。</p> <p>4 前項の規定は、施設使用料の時間区分における午前と午後又は午後と夜間を引き続き使用する場合は中間時間に対しては、適用しないものとする。</p> <p>5 使用のための準備及び練習並びに原状回復の時間は、使用時間を含む。</p> <p>6 施設使用料の額は、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。</p> <p>7 <u>付属設備</u>及び備品類の使用料の額は、教育委員会が別に定める額とする。</p>	<p>の施設使用料は、施設使用料の額に200%を乗じて得た額を加算する。</p> <p>3 施設使用料の時間区分を超えて使用する場合は施設使用料は、1時間につき、当該時間区分に応じた1時間当たりの額に<u>30%</u>を乗じて得た額を加算した額とする。この場合において、超過する時間の計算は、その時間が1時間未満であるとき又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間は1時間として計算する。</p> <p>4 前項の規定は、施設使用料の時間区分における午前と午後又は午後と夜間を引き続き使用する場合は中間時間に対しては、適用しないものとする。</p> <p>5 使用のための準備及び練習並びに原状回復の時間は、使用時間を含む。</p> <p>6 施設使用料の額は、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。</p> <p>7 <u>付属設備</u>及び備品類の使用料の額は、教育委員会が別に定める額とする。</p>

現行		改正後（案）				
2 冷暖房使用料 (単位：円)		2 冷暖房使用料 (単位：円)				
区分	冷房・暖房	午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～22時	全日 9時～22時	
雪国文化ホール	1,460	1,110	1,480	1,480	3,860	
情報交流室	550	420	560	560	1,450	
視聴覚・研究室	550	420	560	560	1,450	
(備考)		(備考)				
1 使用単位は、午前、午後、夜間の各区分1回につきとする。		[削る]				
2 各室の超過時間の冷暖房使用料は、1時間に過ぎ、各々の使用料の25%を乗じた額を加算する。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。		時間区分を超えて使用する場合の冷暖房使用料は、1時間につき、当該時間区分に応じた1時間当たりの額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。				

議案第39号

新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
について

新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

新庄市体育施設設置及び管理に関する条例（昭和46年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条中「別表」を「別表第1から別表第8まで」に改める。

第10条中「き損し」を「毀損し」に改める。

第13条第2項中「別表」を「別表第1から別表第8まで」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1 体育館使用料

区分			使用料（1時間につき）		
			全館	半館	4分の1館
入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	幼児、小学生、中学生	無料		
		高校生	420円	210円	100円
		一般	1,760円	880円	440円
	その他の催物に使用する場合	営利を目的としない場合	5,750円		
		営利を目的とする場合	10,430円		
入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	幼児、小学生、中学生	無料		
		高校生	910円		
		一般	3,440円		
	その他の催物に使用する場合	営利を目的としない場合	15,650円		
		営利を目的とする場合	31,330円		

附属設備使用料は、教育委員会が別に定める額とする。

備考 「高校生」とは、高校生及びこれに準ずる者をいう。以下同じ。

別表第1の次に次の7表を加える。

別表第2 体育館個人使用料

区分	1人1回	回数使用11回分
小学生、中学生	無料	—
高校生	100円	1,000円
一般	300円	3,000円

別表第3 陸上競技場使用料

区分		使用単位	使用料
アマチュアスポーツに使用する 場合	入場料を徴収 しない場合	小学生、中学生	無料
		高校生	450円
		一般	900円
	入場料を徴収する場合		1時間
職業競技又は試合		1日	メインスタンド 入場料金 (一般当日 券)の150人分
個人使用	小学生、中学生	1日	無料
	高校生		100円
	一般		300円
	小学生、中学生	通年	無料
	高校生		1,090円
	一般		3,280円

別表第4 テニスコート使用料

区分	使用料 (1時間につき)
小学生、中学生	無料
高校生	1面につき100円
一般	1面につき200円
附属設備使用料は、教育委員会が別に定める額とする。	

別表第5 横根山運動広場使用料 (団体専用使用)

区分	早朝 5時～8時	午前 8時～12時	午後 13時～17時	夕方 17時～19時
小学生、中学生	無料			
高校生	420円	750円	750円	370円
一般	850円	1,500円	1,500円	750円

別表第6 山屋セミナーハウス使用料

1 施設使用料

区分		午前 9時～12時	午後 13時～17時	夜間 18時～21時 (屋外運動場 は17時～19 時)	全日 9時～21時 (屋 外運動場は9時 ～19時)
		研修室 (1室 につき)	小学生、中学生	無料	
	高校生	320円	380円	390円	990円
	一般	650円	770円	790円	1,980円
多目的ホー ル	小学生、中学生	無料			
	高校生	430円	520円	650円	1,370円
	一般	870円	1,040円	1,310円	2,750円
屋内運動場	小学生、中学生	無料			
	高校生	1時間につき220円			
	一般	1時間につき440円			
屋外運動場	小学生、中学生	無料			
	高校生	200円	260円	100円	520円
	一般	410円	520円	200円	1,040円

2 宿泊使用料

区分	使用の単位	市内の利用者	市外の利用者
小学生、中学生	1人1泊につき	無料	無料
高校生		200円	310円
一般		830円	1,030円

備考

- 1 シーツ等クリーニング代については、実費を徴収する。
- 2 附属設備使用料は、教育委員会が別に定める額とする。

別表第7 市民スキー場リフト使用料

リフト券の種類	使用時間	使用料			
		小学生、中学生	高校生	シニア (55歳以上)	一般
1回券	9時～21時	無料	80円	110円	160円
回数券(11回)	9時～21時	無料	800円	1,100円	1,600円
2時間券	発券時から2時間まで	無料	500円	700円	1,000円
4時間券	発券時から4時間まで	無料	700円	900円	1,400円
1日券	9時～21時	無料	1,000円	1,500円	2,000円
ナイターシーズン券	17時～21時	無料	8,500円	13,000円	17,000円
シーズン券	9時～21時	無料	11,000円	17,000円	22,000円

備考

- 1 リフト券の有効期間は、1回券、回数券、ナイターシーズン券及びシーズン券にあつては、教育委員会規則で定める使用期間内とし、その他の券種は、発行した日限りとする。
- 2 10人以上の団体が利用する場合の使用料は、当該団体の構成員1人につき、各券種(ナイターシーズン券及びシーズン券は除く。)の料金の7割の額(10円未満の端数があるときは、その端数は10円とする。)とする。

別表第8 武道館使用料

区分		使用料(1時間につき)		
		小学生、中学生	高校生	一般
柔剣道場	全面	無料	330円	820円
	片面	無料	160円	410円
弓道場		無料	200円	510円

附属設備使用料は、教育委員会が別に定める額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第1から別表第8までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案の理由

体育施設の使用料の額を改めるため、所要の改正を行うものである。

新庄市体育施設設置及び管理に関する条例(昭和46年条例第29号)新旧対照表

現行	改正後 (案)																												
<p>(使用料等)</p> <p>第4条 体育施設の使用料は、<u>別表</u>の<u>と</u>おりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第10条 使用者が施設又は設備を汚損し、若しくは<u>き損し</u>、又は滅失したときは、教育委員会の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の場合における利用料金の額は、<u>別表</u>に定める額の範囲内においてあらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が定めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>別表</u></p> <p>1 体育館使用料</p> <table border="1" data-bbox="1212 1093 1380 2056"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料(1時間につき)</th> </tr> <tr> <th>全館</th> <th>4分の1館</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入</td> <td>アマチュ幼児、小学生及び</td> <td>400円</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		使用料(1時間につき)		全館	4分の1館	入	アマチュ幼児、小学生及び	400円	200円				100円	<p>(使用料等)</p> <p>第4条 体育施設の使用料は、<u>別表第1から別表第8までのと</u>おりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第10条 使用者が施設又は設備を汚損し、若しくは<u>毀損し</u>、又は滅失したときは、教育委員会の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の場合における利用料金の額は、<u>別表第1から別表第8までに定める額の範囲内においてあらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が定めるものとする</u>。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>別表第1 体育館使用料</u></p> <table border="1" data-bbox="1212 150 1380 1093"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料(1時間につき)</th> </tr> <tr> <th>全館</th> <th>半館</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入</td> <td>アマチュ幼児、小学生、中</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>無料</td> </tr> </tbody> </table>	区分		使用料(1時間につき)		全館	半館	入	アマチュ幼児、小学生、中						無料
区分			使用料(1時間につき)																										
		全館	4分の1館																										
入	アマチュ幼児、小学生及び	400円	200円																										
			100円																										
区分		使用料(1時間につき)																											
		全館	半館																										
入	アマチュ幼児、小学生、中																												
			無料																										

現行		改正後 (案)	
場料を徴収しない場合	中学生 高校生及びこれに準ずる者 一般(大学生を含む。)	800円 400円 200円	420円 210円 100円
入場料を徴収する場合	中学生以下の幼児、児童及び生徒 一般(大学生を含む。)	1,680円 840円 420円	1,760円 880円 440円
場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合 営利を目的とする場合	5,380円 10,780円	5,750円 10,430円
入場料を徴収する場合	幼児、小学生、中学生 高校生 一般	1,720円 3,220円	無料 910円 3,440円
場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合 営利を目的とする場合	16,180円 32,380円	15,650円 31,330円
照明器具及び暖房器具使用料は教育委員会が別に定める額		附属設備使用料は、教育委員会が別に定める額とする。	

現行		改正後（案）	
とす。		備考 「高校生」とは、高校生及びこれに準ずる者をいう。以下同じ。	
2 体育館個人使用料		別表第2 体育館個人使用料	
区分	1人1回	回数使用11回分	
小学生及び中学生	100円	1,000円	
高校生及びこれに準ずる者	200円	2,000円	
一般(大学生を含む。)	300円	3,000円	
3 陸上競技場使用料		別表第3 陸上競技場使用料	
区分	使用単位	使用料	
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	1時間	850円
	入場料を徴収する場合	1時間	3,220円
職業競技又は試合	1日	メインスタジアム入場料金(一般当日券)の150人分	100円
個人使用	小学生及び中学生	1日	100円
アマチュアスポーツに使用する場合	区分	使用単位	使用料
	入場料	小学生、中学生	無料
	入場料を徴収する場合	小学生	450円
		高校生	900円
		一般	
職業競技又は試合	入場料を徴収する場合	1時間	3,110円
	職業競技又は試合	1日	メインスタジアム入場料金(一般当日券)の150人分
個人使用	小学生、中学生	1日	無料

現行		改正後 (案)	
人 使 用	高校生及びこれに準ずる者		高校生
	一般(大学生を含む。)	200円 300円	一般
	小学生及び中学生	1,060円	小学生、中学生
	高校生及びこれに準ずる者	2,140円	通年
	一般(大学生を含む。)	3,220円	高校生
4 テニスコート使用料		別表第4 テニスコート使用料	
区分	使用料(1時間につき)	区分	使用料(1時間につき)
1面につき	200円	小学生、中学生	無料
照明設備使用料は教育委員会が別に定める額とする。		高校生	1面につき100円
		一般	1面につき200円
		附属設備使用料は、教育委員会が別に定める額とする。	
5 削除		別表第5 横根山運動広場使用料(団体専用使用)	
区分	使用料		
小学生及び中学生	早朝5時～8時	午前8時～12時	午後13時～17時
	530円	850円	850円
一般(高校生を含む)	850円	1,500円	1,500円
	850円	1,500円	1,500円
区分	早朝5時～8時	午前8時～12時	午後13時～17時
小学生、中学生	無料	無料	無料
	420円	750円	750円
高校生	850円	1,500円	1,500円
	850円	1,500円	1,500円
区分	早朝5時～8時	午前8時～12時	午後13時～17時
小学生、中学生	5時～8時	8時～12時	13時～17時
	5時～8時	8時～12時	13時～17時
高校生	5時～8時	8時～12時	13時～17時
	5時～8時	8時～12時	13時～17時
一般	850円	1,500円	1,500円
	850円	1,500円	1,500円
区分	早朝5時～8時	午前8時～12時	午後13時～17時
小学生、中学生	5時～8時	8時～12時	13時～17時
	5時～8時	8時～12時	13時～17時
高校生	5時～8時	8時～12時	13時～17時
	5時～8時	8時～12時	13時～17時
一般	850円	1,500円	1,500円
	850円	1,500円	1,500円

現行				改正後（案）			
区分	午前	午後	夕方	全日			
	9時～12時	13時～17時	17時～19時	9時～19時			
室名等	410円			510円	200円	260円	520円
屋外運動場	410円			510円	410円	520円	1,040円
(2) 宿泊使用料							
区分	使用の単位	市内の利用者	市外の利用者	市内の利用者	市外の利用者	市内の利用者	市外の利用者
小学生及び中学生	1人1泊につき	300円	510円	無料	無料	無料	
高校生及び大学生		410円	610円	200円		310円	
一般		820円	1,020円	830円		1,030円	
備考 シーツ等クリーニング代については、実費を徴収する。							
(3) 冷暖房使用料							
冷暖房使用料は、教育委員会が別に定める額とする。							
(2) 宿泊使用料							
備考 シーツ等クリーニング代については、実費を徴収する。							
2 附属設備使用料は、教育委員会が別に定める額とする。							

現行

改正後 (案)

8 市民スキー場リフト使用料

別表第7 市民スキー場リフト使用料

リフト券の種類	使用時間	料金		
		小人 (中学生以下)	シニア (55歳以上)	大人 (小人・シニア以外)
1回券	9時～21時	70円	100円	150円
回数券(11回)	9時～21時	700円	1,000円	1,500円
2時間券	発券時から2時間まで	500円	700円	1,000円
4時間券	発券時から4時間まで	600円	900円	1,400円
1日券	9時～21時	1,000円	1,500円	2,000円
ナイターシーズン券	17時～21時	7,000円	12,000円	16,000円
シーズン券	9時～21時	10,000円	15,000円	20,000円

備考

- (1) リフト券の有効期間は、1回券、回数券、ナイターシーズン券及びびシーズン券にあつては、教育委員会規則で定める使用期間内とし、その他の券種は、発行した日限りとする。
- (2) 10人以上の団体が利用する場合の使用料は、当該団

リフト券の種類	使用時間	使用料		
		小学生、中学生	高校生	シニア (55歳以上)
1回券	9時～21時	無料	80円	110円
回数券(11回)	9時～21時	無料	800円	1,100円
2時間券	発券時から2時間まで	無料	500円	700円
4時間券	発券時から4時間まで	無料	700円	900円
1日券	9時～21時	無料	1,000円	1,500円
ナイターシーズン券	17時～21時	無料	8,500円	13,000円
シーズン券	9時～21時	無料	11,000円	17,000円

備考

- 1 リフト券の有効期間は、1回券、回数券、ナイターシーズン券及びびシーズン券にあつては、教育委員会規則で定める使用期間内とし、その他の券種は、発行した日限りとする。
- 2 10人以上の団体が利用する場合の使用料は、当該団

現行		改正後（案）			
<p>体の構成員1人につき、各券種（ナイターシーズン券及びびシーズン券は除く。）の料金の7割の額（10円未満の端数があるときは、その端数は10円とする。）とする。</p> <p>2 武道館使用料</p>		<p>体の構成員1人につき、各券種（ナイターシーズン券及びびシーズン券は除く。）の料金の7割の額（10円未満の端数があるときは、その端数は10円とする。）とする。</p> <p>別表第8 武道館使用料</p>			
区分	使用料（1時間につき）				
	小学生及び中学生	高校生及びこれに準ずる者	小学生、中学生	高校生	一般
柔剣道場	全面	520円	620円	無料	330円
	半面	260円	310円	無料	160円
弓道場	全面	420円	420円	無料	200円
全館		940円	1,040円		510円
暖房器具使用料は教育委員会が別に定める額とする。		附属設備使用料は、教育委員会が別に定める額とする。			

議案第40号

新庄市都市公園条例の一部を改正する条例について

新庄市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

新庄市都市公園条例の一部を改正する条例

新庄市都市公園条例（昭和34年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条の5第2項第2号中「車いす使用者用観覧スペース」を「車椅子使用者用観覧スペース」に、「車いす」を「車椅子」に改める。

第3条第1項第1号中「、その他」を「その他」に改め、同項第3号中「興業」を「興行」に改め、同項第4号中「はり紙、はり札若しくは」を「貼り紙、貼り札又は」に改め、同項第5号中「これ等に」を「これらに」に改め、同条第5項中「附する」を「付する」に改める。

第6条中「それ等の」を「それらの」に改める。

第7条第2項ただし書中「それ等を」を「それらを」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1

都市公園使用料

区分	単位	金額	摘要	
公園施設を設ける場合	1平方メートル1年	市長が別に定める額		
都市公園を占用する場合		新庄市道路占用料徴収条例（昭和45年条例第15号）に規定する占用料の例により算定した額		
第3条第1項に掲げる行為をする場合	(1) 売店、行商、募金その他これらに類する行為をすること	1平方メートル1日	10円	(1) 1日未満であるときは、1日とする。 (2) 1平方メートル未満であるときは、1平方メートルとする。
	(2) 業として写真又は映画を撮影すること (3) 興業を行うこと (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して利用すること	半日 1日	400円 800円	半日は、4時間以内とし、4時間を超える場合は、1日とする。

別表第2中

「

最上公園	資料館	新庄山車会館	(施設の総称)
		新庄市歴史民俗資料館	新庄ふるさと歴史センター
	ステージ	野外ステージ	

」を

「

最上公園	資料館	新庄山車会館	(施設の総称)
		新庄市歴史民俗資料館	新庄ふるさと歴史センター

」に

改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3

有料公園施設使用料

種別	区分		単位	使用料	
新庄ふるさと歴史センター	一般		1人1回	300円	
	高校生			100円	
	小学生、中学生			50円	
	団体(20人以上)使用	一般		250円	
		高校生		50円	
		小学生、中学生		30円	
	回数券	一般		5回	1,250円
		10回	2,500円		
		15回	3,750円		
新庄市民プール	一般		1人1回	320円	
	高校生			160円	
	小学生、中学生			無料	
	団体(30人以上)	一般		250円	
		高校生		120円	
		小学生、中学生		無料	
	専用	競技大会	1時間	3,280円	
回数券	一般		1人11回	3,200円	
	高校生			1,600円	
新庄市民球場	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料等を徴収しない場合	一般	1時間	1,840円
			高校生		420円
			小学生、中学生		無料
	入場料等を徴収する場合	一般		3,320円	
		高校生		920円	
		小学生、中学生		無料	

上記以外の用途に使用する 場合	入場料等を徴収しない場合		1時間	6,670円	
	入場料等を徴収する場合			20,040円	
職業野球に使用する 場合			1日当たりの最高入場料金（消費税額含む。）300人に相当する額（その額が200,000円に満たない場合は、200,000円）		
照明使用	入場料等を徴収しない 場合	全灯	1時間	5,480円	
		半灯		3,280円	
	入場料等を徴収する 場合	全灯	1時間	10,980円	
		半灯		6,580円	
附属施設	屋内練習場1面につき	団体専用使用	一般	1時間	510円
			高校生		250円
			小学生、中学生		無料
		個人使用	一般	1時間	90円
			高校生		40円
			小学生、中学生		無料
	トレーニング室	団体（5人以上）使用	一般	1人1時間	150円
			高校生		30円
			小学生、中学生		無料
		個人使用	一般	1時間	190円
高校生			40円		
小学生、中学生			無料		
福田運動広場	団体専用使用	一般	早朝	5時～8時	850円
			午前	8時～12時	1,500円
			午後	13時～17時	1,500円
			夕方	17時～19時	750円
			夜間	19時～22時	1,060円
			高校生	早朝	5時～8時
		午前	8時～12時	750円	
		午後	13時～17時	750円	
		夕方	17時～19時	370円	
		夜間	19時～22時	530円	
		小学生、中学生		無料	
		照明使用		30分	1,600円
	福田テニスコート	一般	1面1時間		200円
高校生				100円	
小学生、中学生				無料	
照明使用			30分	420円	

備考

1 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費等の料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいう。

2 「高校生」とは、高校生及びこれに準ずる者をいう。

別表第4中「付属施設」を「附属施設」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第1及び別表第3の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案の理由

都市公園の使用料の額を改めるため、所要の改正を行うものである。

新庄市都市公園条例(昭和34年条例第15号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(特定公園施設の設置基準)</p> <p>第2条の5 (略)</p> <p>2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する次の各号に掲げる特定公園施設に係る当該各号に定める通路の縦断勾配は、4パーセント以下とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第4号に掲げる野外劇場及び野外音楽堂 当該野外劇場及び野外音楽堂に設ける通路であつて、出入口と車いす使用者用観覧スペース(車いすを使用している者が円滑に利用することができる観覧スペースをいう。)及び不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所との間の経路を構成するもの</p> <p>3 (略)</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第3条 都市公園において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p>	<p>(特定公園施設の設置基準)</p> <p>第2条の5 (略)</p> <p>2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する次の各号に掲げる特定公園施設に係る当該各号に定める通路の縦断勾配は、4パーセント以下とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第4号に掲げる野外劇場及び野外音楽堂 当該野外劇場及び野外音楽堂に設ける通路であつて、出入口と車椅子使用者用観覧スペース(車椅子を使用している者が円滑に利用することができる観覧スペースをいう。)及び不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所との間の経路を構成するもの</p> <p>3 (略)</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第3条 都市公園において次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p>

現行	改正後（案）
<p>(1) 売店、行商、募金、その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 興業を行うこと。</p> <p>(4) はり紙、はり札若しくは広告は表示すること。</p> <p>(5) 競技会、展示会、博覧会その他これ等に類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 市長は、第1項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を附することができ、(設計書及び図面等)</p> <p>第6条 公園施設の設置又は都市公園の占用の許可を受けようとする者若しくはそれ等の許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書、仕様書及び図面を添付しなければならない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 既納の使用料は、返還しない。ただし、使用者の責に帰することのできない理由によつて許可に係る行為又は</p>	<p>(1) 売店、行商、募金その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 興行を行うこと。</p> <p>(4) 貼り紙、貼り札又は 広告を表示すること。</p> <p>(5) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 市長は、第1項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができ、(設計書及び図面等)</p> <p>第6条 公園施設の設置又は都市公園の占用の許可を受けようとする者若しくはそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書、仕様書及び図面を添付しなければならない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 既納の使用料は、返還しない。ただし、使用者の責に帰することのできない理由によつて許可に係る行為又は</p>

現行		改正後（案）	
それ等を利用することができなくなつた場合において は、使用料の全部又は一部を還付することができる。 別表第1 都市公園使用料		それらを利用することができなくなつた場合において は、使用料の全部又は一部を還付することができる。 別表第1 都市公園使用料	
1 公園施設を設ける場合		公園施設を設ける場合	
単位	期間	単位	金額
1平方メートル	年	1平方メートル	市長が別に定める額
2 都市公園を占用する場合		都市公園を占用する場合	
新庄市道路占用料徴収条例(昭和45年条例第15号)第2条の規定を準用する。		新庄市道路 占用料徴収 条例(昭和4 5年条例第1 5号)に規定 する占用料 の例により 算定した額	
3 新庄市都市公園条例第3条第1項に掲げる行為の使用料		第3条第(1) 売店、行	
行為	単位	金額	摘要
茶店、露店、 興行、催物 等	1平方メー トル1日に つき	50円	1 1日未満であると きは、1日とする。 2 1平方メートル未 満であるときは、1平 方メートルとする。
集会等使用 面積の算定 しにくい場 合	一部使用 1日 全部使用	半日540円 1日810円 半日1,080円 1日1,620円	1項に掲商、募金その れらに類 する行為をす る場合
			10円 (1) 1日未満 であるとき は、1日とす る。 (2) 1平方メ

現行	改正後（案）				
					<p>一トル未満で あるときは、1 平方メートル とする。</p>
		(2) 業とし半日	400円	半日は、4時間	
		て写真又は映 画を撮影する こと	1日	800円	<p>以内とし、4時 間を超える場 合は、1日とす る。</p>
		(3) 興業を 行うこと			
		(4) 競技会、 展示会、博覧 会その他これ らに類する催 しのため都市 公園の全部又 は一部を独占 して利用する こと			

現行		改正後 (案)			
別表第2 有料公園施設	別表第2 有料公園施設				
施設の属する公園の名称	施設の名称	種類	施設の名称	概要	
最上公園	新庄山車会館	資料館	新庄山車会館	(施設の総称)	
	新庄市歴史民俗資料館		新庄市歴史民俗資料館	新庄ふるさと歴史センター	
	野外ステージ				
東山公園	水泳プール		新庄市民プール		
	野球場		新庄市民球場		
	運動広場		福田運動広場	多目的運動場	
福田緑地	テニスコート		福田テニスコート		
別表第3 有料公園施設使用料	別表第3 有料公園施設使用料				
種別	区分	単位	使用料 (円)	概要	
新庄ふる る用	個人使 大人	1人1回	300		
	高校生		100		

現行				改正後 (案)			
と 歴 セ タ	と 歴 セ タ	小・中学生 団体(20人) 以上) 使用 回数使 用	小・中学生 大人 高校生 小・中学生 大人	50 250 50 30 1,250 2,500 3,750	小学生、中学生 団体20人 以上)使 用 回数券	小学生、中学生 一般 高校生 小学生、中学生 一般	50円 250円 50円 30円 1,250円 2,500円 3,750円
野 ス 一	野 ス 一	外半日 1日		5201 半日とは、4 1,030時間を超えない 場合をいい、1日 とは、4時間を超 え8時間を超え ない場合をい う。			
新 市	新 市	庄 民	庄 民	300 200	一般 高校生	1人1回	320円 160円

現行		改正後 (案)	
プ ー ル	小学生	100	小学生、中学生
	団体(30人以上)	240	団体(30人以上)
	中学生	160	高校生
	小学生	80	小学生、中学生
プ ー ル	競技大会	3,220	競技大会
	1時間	3,000	1時間
	1人11回	2,000	1人11回
	回数券	1,000	回数券
新 市 球 場	入場	1,720	入場
	大人	850	一般
	学生		高校生
	徒等		小学生、中学生
新 市 球 場	入場	3,440	入場
	大人	1,720	一般
	学生		高校生
	徒等		小学生、中学生
プ ー ル	上記以外	6,900	上記以外
	入場料等を1時間		入場料等を徴収し
			無料
			250円
			120円
			無料
			3,280円
			3,200円
			1,600円
			1,840円
			420円
			無料
			3,320円
			920円
			無料
			6,670円

現行				改正後 (案)			
外の用途に使用する場合	徴収しない場合		20,720	職業野球に使用する場合	ない場合 入場料等を徴収する場合		20,040円
	入場料等を徴収する場合	1日当たり最高入場料金(消費税額含む。)300人分に相当する額(その額が200,000円に満たない場合は200,000円)				1日当たりの最高入場料金(消費税額含む。)300人に相当する額(その額が200,000円に満たない場合は、200,000円)	
照明使用	入場料等を徴収しない場合	全灯	1時間 5,380	照明使用	入場料等を徴収しない場合	全灯	1時間 5,480円
		半灯	3,220			半灯	3,280円
	入場	全灯	1時間 10,780	入場	全灯	1時間	10,980円

現行				改正後 (案)			
			6,460				6,580円
等徴す場	半灯			等徴す場	半灯		
料を収る合	団専用使用	1時間	530	料を収る合	団専用使用	1時間	510円
	屋内練習場1面につき				高校生		250円
	附属施設		100		小学生、中学生		無料
					個人使用	1時間	90円
					高校生		40円
					小学生、中学生		無料
					個人使用	1人1時間	150円
					トレーニング室		30円
					(5人以上)使用		無料
					個人使用	1時間	190円
					高校生		40円
					小学生、中学生		無料

現行		改正後 (案)	
福 運 広 場	団 体 専 用 使 用	一般(高校 生を含む)	一般
		小学生及 び中学生	高校生
		小学生、中学生	小学生、中学生
		照明使用	照明使用
		850	850円
		5時～8 時	5時～8時
		1,500	1,500円
		8時～1 2時	8時～12 時
		1,500	1,500円
		13時～ 17時	13時～17 時
		750	750円
		17時～ 19時	17時～19 時
		1,060	1,060円
19時～ 22時	19時～22 時		
850	850円		
5時～8 時	5時～8時		
530	750円		
8時～1 2時	8時～12 時		
850	750円		
13時～ 17時	13時～17 時		
420	370円		
17時～ 19時	17時～19 時		
630	530円		
19時～ 22時	19時～22 時		
850	1,600円		
30分	30分		
照明使用	照明使用		

現行				改正後（案）			
福田ニコト	一面につき	1時間	200	一般	1面1時間	200円	
		30分	420			100円	
テスコト	照明使用			高校生		無料	
				小学生、中学生		420円	
				照明使用	30分		
備考				備考			
1 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費等の料金を徴収する場合は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいう。				1 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費等の料金を徴収する場合は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいう。			
2 「生徒等」とは、小学生、中学生及び高校生をいう。				2 「高校生」とは、高校生及びこれに準ずる者をいう。			
別表第4				別表第4			
施設名		使用期間	使用時間	休業日			
新庄市民プール		7月1日から 8月31日まで	9時30分～12時 及び13時～18時				
新庄市グラウンド 民球場		4月20日から 10月31日まで	5時～21時	毎月第2火曜日			
附属施設		1月4日から 12月28日まで					

現行		改正後（案）	
福田運動広場	4月1日から5時～22時	福田運動広場	4月1日から5時～22時
福田テニスコート	10月31日まで	福田テニスコート	10月31日まで
ト		ト	